

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、清水港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和4年11月11日

清水港港湾管理者 静岡県
代表者 静岡県知事 川勝平太

1 港湾計画の変更の概要

令和3年3月30日付け静岡県公報によりその概要を公告した清水港港湾計画について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

地区名	施設名	数量	変更の内容
三保地区	泊地	水深3m 面積1ha	新規計画
	航路・泊地	水深3m 面積1ha	新規計画

(2) 小型船だまり計画

地区名	施設名	数量	変更の内容
新興津・興津地区	防波堤	延長335m	既定計画の変更計画
	防波堤（波除）	延長50m	既定計画の変更計画

(3) 臨港交通施設計画

地区名	名称	起点	終点	車線数	変更の内容
三保地区	臨港道路 三保内浜線	市道本村海岸 17号線	清水港海岸 三保地区	1	新規計画

(4) 土地利用計画

地区名	用途	面積 (ha)
新興津・興津地区	埠頭用地	56
	港湾関連用地	42
	交流厚生用地	2
	交通機能用地	8
	緑地	19
三保地区	埠頭用地	1
	港湾関連用地	4
	工業用地	5
	交通機能用地	1

2 港湾計画の縦覧の場所

静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課

静岡市清水区日の出町9番25号

静岡県清水港管理局総務課